

緊急事態宣言を受けた特別保育の実施について (案)

令和2年4月8日から緊急事態宣言が東京都に適用されたことを踏まえ、保育施設を臨時休園し、特に保育が必要な児童に限って緊急事態宣言を受けた特別保育を提供する。

1 内容

- (1) 対象者 保護者全員が社会の機能を維持するために就業が必要な家庭の児童
特に保育が必要と認められる家庭の児童
- (2) 実施施設 認可保育所（公立・私立）、小規模保育事業、家庭的保育事業、
事業所内保育事業、1歳児1年保育
※在園中の保育施設を利用する。
※利用人数に応じ異年齢児及び施設間の合同保育を実施する。
- (3) 実施期間 令和2年4月15日（水）～5月6日（祝・水）
- (4) 利用方法 在園中の保育施設に、利用申出書を提出する。

※緊急事態宣言を受けた特別保育を利用しない児童の保育料・給食費は減免する。

※認証保育所等に対し、市の方針に沿った対応を取るよう要請する。

2 周知

- (1) 決定後、速やかに市ホームページにより周知するとともに、保育施設を通じて保護者宛に通知する。
- (2) 決定後、速やかに市議会に情報提供する。